

所得税の記帳・記録保存制度のあらまし

1 記帳制度

事業所得等のある人（青色申告者を除きます）で、次の(1)または(2)のいずれかに当たる人は、帳簿を備え付け、その年の取引のうち、総収入金額や必要経費について簡易な方法により記帳を行うとともに、その帳簿を七年間（書類は五年間）保存しなければならないこととされました。

- (1) その年の前年十二月三十日において、前々年分の事業所得等の金額が三百万円を超える人
(2) その年の三月三十一日ににおいて、前年分の事業所得等の金額が三百万円を超える人

2 記録保存制度

したがって、昭和五十八年分の事業所得が三百万円を超える人は、昭和六十年一月一日の取引から記帳することになります。

3 総収入金額報告制度

（その年分の確定申告書を提出している人を除きます）は、その収入金額の合計額などを記載した総収入金額報告書を翌年三月十五日までに提出しなければならないこととされました。

したがって、昭和五十九年分の確定申告書を提出する必要がない人でも、五十九年中の事業所得等の総収入金額の合計額が五千万円を超える場合は、昭和六十年三月十五日までに、総収入金額報告書を提出しなければなりません。



4 収入内訳書添付制度

事業所得等がある人（青色申告者を除きます）が確定申告書を提出するときは、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を確定申告書に添付しなければならないこととされました。

したがって、来年、昭和五十九年分の確定申告書を提出するときは、収支内訳書を添付することになります。

税法の改正により、事業所得等（事業所得、不動産所得または山林所得をいいます）のある人に対して、記帳制度や記録保存制度など新しい制度が設けられました。そこで、その制度のあらましを説明しましょう。

したがって、昭和五十八年分の確定申告書を提出している人などは、昭和六十年一月一日の取引に関するものから保存しなければなりません。

なお、お分かりにならない点がありましたら、お気軽に大月税務署にお問い合わせ下さい。